

1 趣旨

本指針は、郡山市屋外広告物条例（平成8年郡山市条例第57号。以下「条例」という。）に規定する広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の所有者若しくは占有者による安全点検（以下「点検」という。）に関し必要な基本的事項を定め、公衆に対する危害の防止を図ることを目的とする。

第2 適用の範囲

本指針における点検を要する広告物等の適用範囲は、郡山市屋外広告物条例施行規則（平成9年郡山市規則第27号。以下「規則」という。）規則第12条の5第2項の規定に基づく、次の各号に掲げる広告物等を除く全ての広告物等とする。

- 1 はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕
- 2 アドバルーン
- 3 自動車又は電車に表示される広告物
- 4 建物の外壁面に描画またはシート貼りにより表示する広告物
- 5 法令の規定により表示する広告物等
- 6 選挙運動のために使用する広告物等
- 7 公益上必要な施設等に寄贈者名等を表示する広告物等
- 8 国又は地方公共団体が公共的目的を持って表示する広告物等

第3 用語の定義

本指針における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1)「目視点検」とは、広告物等の各部における傷、汚れ、変形、さび等の状態について目視により点検を行うものとする。
- (2)「標準点検」とは、概ね60cm以内に近づき、目視、触診、打診及び検査により広告物等の外部及び内部について点検を行うものとする。
- (3)「管理者」とは、条例第14条の2の規定に基づく、広告物等を管理する者をいう。

第4 点検者の資格

広告物等の所有者若しくは占有者は、規則第12条の5第3項の規定に基づく、地上から広告物等の上端までの距離が4mを超えるもの（条例の規定による許可に係るものに限る）の点検を行うときは、規則第12条の4の規定に基づく、次に掲げる資格を有する者に行わせなければならない。

- 1 屋外広告士
- 2 1級建築士又は2級建築士
- 3 広告美術仕上げ技能士、職業訓練指導員又は職業訓練修了者（広告美術科にかかるもの）

4 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が開催する点検技能講習の修了者

5 前号に掲げる者のほか市長が適当と認める者

(1) 特定建築物調査員

(2) ネオン工事士

(3) 施工管理技士

第5 点検の実施

1 広告物等の所有者若しくは占有者は、別表のとおり、日常の補修その他の管理に加え、広告物等を表示し、設置し又は変更等したときに、次に掲げるところにより、広告物の種類、材質、経過年数及び設置状況に応じ必要な点検を行い、広告物等の安全性を確認しなければならない。

(1) 点検は、目視点検及び標準点検を基本とし、広告物等の状態を正確に把握できる方法により行うこと。

(2) 突風、降雪、台風、地震等の災害が予測され若しくは発生した場合にあって、広告物等の安全性への影響があると認められるときは、直ちに点検を実施すること。

(3) 点検箇所及び点検項目（以下「点検箇所等」という）は、次に掲げる事項を基本とし、適切な点検方法により異常の有無を確認すること。なお、点検箇所等は広告物等の種類又は形状等に応じて適宜増減すること。

点検箇所	点検項目
基礎・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
	3 周辺機器の劣化、破損
その他	1 付属部材の腐食、破損
	2 避雷針の腐食、損傷

2 点検方法の詳細は、「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）及び「屋外広告物点検基準（案）」（一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会、公益社団法人 日本サイン協会、一般社団法人 サインの森）を参考とすること。

第6 危害防止等の措置

点検の結果、広告物等に異常が認められたときは、広告物等の所有者若しくは占有者と管理者は協力して、状態に応じ補修、改修及び撤去その他の必要な措置を直ちに講じなければならない。

第7 安全点検結果記録の作成・保管・報告

1 第5による点検結果は、屋外広告物安全点検報告書（規則第3号様式の2）（以下「点検結果記録」という。）に記録しなければならない。なお、必要に応じて本指針で定める参考様式に準じた点検記録をあわせて提出すること。

2 前項に定める点検結果記録に点検の実施状況が分かる書類（作業の写真、点検を委託した場合は契約書その他必要な書類等）とあわせて、当該広告物等が除却されるまでの間、広告物等の所有者若しくは占有者、管理者で共有し、保管しなければならない。

3 広告物等の許可の期間の更新を申請しようとする者は、許可の期間の満了する日から起算して3月以内に第5による点検を行い、「屋外広告物許可更新申請書」（規則第3号様式）に点検結果記録を添付することにより点検結果を報告しなければならない。

4 点検の結果にレベルCまたはレベルDがある場合、次回の更新許可申請時までには補修または改修する旨を誓約することを条件とし、更新許可を受けるものとする。

5 第2項により保管する点検結果記録は、市長から報告の求めがあった場合は提出しなければならない。

備 考

本指針は、令和3年7月1日から運用する。なお、第4の規定は、令和4年7月1日から運用する。）

別表（第5関係）

点検時期	表示、設置、変更時	災害の発生時又は発生後直ちに	広告物等の設置からの経過年数	
			2年、4年、6年	8年以降2年毎
点検方法	標準点検	目視点検 ※報告義務なし	目視点検	標準点検
		目視で安全性の判断ができない場合等は標準点検		

留意事項

- 1 建築基準法の完了検査を受ける場合、設置時の点検は要さない。
- 2 強風、塩害など特殊環境下にある広告物等は点検頻度を高めること。
- 3 設置時期が不明な広告物等については、点検方法はすべて標準点検とする。※災害の発生時又は発生後を除く。